

蒲 監 第 1 2 6 号
平成31年 3月 8日

請 求 人 様

蒲郡市監査委員 草 次 英 夫

同 永 川 貴 士

同 大 竹 利 信

蒲郡市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成31年1月10日付けで提出された標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

（省 略）

2 請求のあった日

平成31年1月10日

3 請求の内容

請求人から提出された蒲郡市職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置請求を次のように解した。

(1) 請求の要旨

蒲郡観光協会（以下「協会」という。）が、蒲郡市（以下「市」という。）の公金である蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金（以下「助成金」という。）で充当した平成29年11月1、2日に実施の京都研修旅行は、研修計画も報告書もなく、費用総額624,195円のうち10万円（事務職員を除く参加者1人あたり1万円）を負担しているとはいえ、実態は観光旅行であり、市民の理解を得られるとは思えない。

平成30年8月に実施された当該研修旅行の行程、目的、成果に関するヒアリングにおいても、具体的な報告は全くされておらず、市も研修内容の検証を行ってはいない。

協会は、観光旅行費用を観光振興に必要な経費と恣意的に解釈し、視察旅行費として事務員の個人負担の肩代わり分（1万円）を加え、524,195円を計上している。

市は、研修実態の調査もせず、協会が提出した観光旅行に要した全ての経費を、合理的根拠もなく、助成金の対象経費と認め、公金である助成金を交付したことは、公正な事務処理ではない。

結果、市に524,195円の損害を与えた。

よって、監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう勧告されたい。

(2) 措置請求の内容

ア 市長に対し、協会へ助成金に係る不当利得524,195円の返還請求をすることを求める。

イ 市長に対し、協会から当該不当利得の返還がなされない場合、同額を弁済することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求については、法第242条の規定による所定の要件を具備しているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

市が平成29年度に支出した助成金が、違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。また、当該支出により市に損害が生じているか否か。

2 監査対象部局

産業環境部観光商工課

関係職員等の調査

本件請求の監査を実施するにあたって、産業環境部観光商工課に対し、平成31年2月19日に課長及び関係職員の出席を求めたほか、弁明書及び証拠書類並びに資料の提出を求め、調査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年2月15日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。これに対して、新たな証拠が提出され、請求内容を補足するとともに、請求書の訂正を次のとおり行った。

請求書の「582,851円の返還を求める。」を「524,195円の返還を求める。」に訂正した。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

(結論)

本件請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下に、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事項について確認した。

(1) 蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付要綱について (趣旨)

第1条 この要綱は、協会が管理する竹島駐車場の前年度使用料収入の一部を助成金として交付することにより、観光施設の美化活動を推進し、良好な観光施設の維持管理に寄与するとともに、協会の運営を通して観光振興の推進及び地域の活性化並びに公共の利益増進を図ることを目的とし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業及び助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、第1条の目的を達成するために必要な協会の運営事業その他事業とし、助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成事業の実施に必要な経費のうち助成金の交付の対象として市長が認める経費とする。

2 助成事業に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、助成金の交付の対象としない。

- (1) 交際費及び慶弔費
- (2) 政治活動又は宗教活動に関わる経費
- (3) 蒲郡市観光協会に支出している会費及び負担金
- (4) 市への金銭的な寄附
- (5) 積立金
- (6) 市が別に委託する管理委託業務に係る経費
- (7) その他市長が助成することが適当でないと認める経費

(2) 助成金の支出について

ア 交付先 蒲郡観光協会

イ 交付額 4,978,000円（平成29年5月23日から平成30年4月26日までの支払額合計）

(3) 協会による本件請求に関する費用の支出について

ア 視察研修経費	572,851円
イ 視察研修寸志	10,000円
ウ 視察研修負担金（事務局長）	10,000円
エ 視察研修賄	31,344円
オ 合計	624,195円

(4) 本件視察研修における個人負担金について

会員個人負担	100,000円
--------	----------

2 請求人の主張と監査対象部局（産業環境部観光商工課）の説明

請求人は、協会による視察研修に係る支出のうち個人負担金を除いた支出を助成対象として認めたことは、公正な事務処理ではないと主張している。

これに対し、観光商工課は、蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき提出された必要書類、調査及び聞き取りなどから、上記研修を助成対象事業と認め、各支出を精査・確認し、助成対象としているため、助成金の支出は適正であると説明している。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、監査対象部局の弁明書及び説明並びに関係資料の調査等を総合して、以下判断について述べる。

助成金については、要綱第1条において、その目的が「協会の運営を通して観光振興の推進及び地域の活性化並びに公共の利益増進を図ること」、要綱第3条第1項においては、その用途について「助成事業は、第1条の目的を達成するために必要な協会の運営事業その他事業とし、助成対象経費は、助成事業の実施に必要な経費のうち助成金の交付の対象として市長が認める経費とする。」とそれぞれ規定されている。また、要綱第3条第2項においては、助成金の交付の対象としない経費を「(1) 交際費及び慶弔費、(2) 政治活動又は宗教活動に関わる経費、(3) 蒲郡市観光協会に支出している会費及び負担金、(4) 市への金銭的な寄附、(5) 積立金、(6) 市が別に委託する管理委託業務に係る経費、(7) その他市長が助成することが適当でないと認める経費」と定めている。

このことから、助成金については、要綱第3条第2項各号で規定される経費を除いた要綱第3条第1項に該当する協会の運営事業、観光振興及び地域振興事業に係る経費が全て助成対象となると解しうるることとなる。

また、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為のうち裁量的行為について、それが違法となるのは、裁量権の逸脱又は濫用があった場合であり（平成25年3月28日最高裁判決）、それが不当となるのは、裁量権の逸脱又は濫用に至らない程度の不合理な行使があった場合であると解するのが相当であり、例えば、受給者に特別の利益を供与するため、当該受給者に対する交付額を恣意的に増額した場合は裁量権の逸脱又は濫用として、違法に該当し、これに対し、行政内部の支給基準の運用を誤って、交付額を結果的に増額してしまったような場合は、裁量権の逸脱又は濫用に至らない程度の不合理な行使として、不当となるものと解されている。

これを本件についてみると、協会は、「観光先進地の視察をすることで、蒲郡地区の今後の観光振興を図る」との目的で、視察研修を実施したものであるが、例えば、観光団体の会員が観光先進地へ赴き、観光客に人気のある施設等を訪問すること、地元食材の良さを生かした名物料理等を飲食すること、あるいは、サービスに定評のある宿泊施設に滞在し、提供されるサービス等を経験することなどを、現地において直に見聞及び体験することは、間接的ではあっても、今後の観光振興に寄与するとの見解については、何ら異論のないものである。

本件視察研修は、観光に携わる団体である協会が、「観光先進地の視察をすることで、蒲郡地区の今後の観光振興を図る」との目的で実施したものであり、協会会員の現地における見聞や体験等が、今後の協会における観光振興施策の立案等に生かされ、観光振興に寄与しうるといえることから、視察研修に係る経費を観光振興に資するものと認めることが相当と解され、要綱第1条及び第3条第1項で定められた目的や用途に合致するものと考えられる。なお、上記の経費のうち一般的に視察研修経費とすることが適当とされない費用については、参加者の個人負担金で賄われていることから、その用途につき、何ら違法性や社会通念からの逸脱がみられず、要綱第3条第2項で規定される助成対象外経費のいずれにも該当しないことは明らかである。

また、支出に至る手続きにおいて、市が協会に特別な利益を供与するための恣意的な行為や規則及び要綱についての運用誤りも認められないことから、裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえず、また、裁量権の不合理な行使があるとはいえない。

よって、本件支出のうち個人負担金額を除いた支出を助成対象と認めた市の判断は、妥当なものである。

以上のとおり、市が平成29年度に支出した助成金が、違法又は不当な公金の支出にあたることは認められず、また、当該支出により市に損害が生じているとも認められないことから、本件請求には理由がないものと判断した。

付 記

本件請求について、監査委員の判断は以上のとおりであるが、市民の批判や疑念を招くことのないよう、視察研修経費の助成にあたっては、研修目的等を明確にするとともに、各支出費目に対し、助成基準を設定するなど、事務手続きの透明性の確保を図ることも必要であると考えられる。